

リスク管理債権及び保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権(貸出金)の金額です。自己査定により資産査定した不良債権はすべて「償却引当基準」に基づいた方法で、引当を完了いたしました。なお、この結果は監査法人の承認を得ております。

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 - ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者
 - ④商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
- 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 - ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
- 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
- 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

(単位：百万円)

区 分		残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / A
破 綻 先 債 権	平成13年度	1,328	775	600	103.53 %
	平成14年度	806	710	126	103.72 %
延 滞 債 権	平成13年度	3,133	2,503	681	101.62 %
	平成14年度	3,835	3,310	473	98.64 %
3 月 以 上 延 滞 債 権	平成13年度	183	133	10	78.14 %
	平成14年度	17	14	1	88.23 %
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成13年度	2,392	2,231	125	98.49 %
	平成14年度	1,460	1,200	167	93.63 %
合 計	平成13年度	7,037	5,642	1,417	100.31 %
	平成14年度	6,118	5,234	768	98.10 %